

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月12日

相模原市長 本村賢太郎

#### 相模原市条例第8号

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第8号、第11条及び第12条中「第139条の2第2項第1号」を「第139条の3第2項第1号」に改める。

第14条第1項中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第47条第1項第10号中「第6号」を「第7号」に改め、同項第11号中「第5号」を「第6号」に改める。

第64条中「介護保険法施行規則」の次に「(平成11年厚生省令第36号)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。